平成２９年（フ）第３４１０号
大阪市平野区喜連西１丁目３番４―1208号
債務者　高堀　祐司
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４５２号
大阪市旭区清水２丁目12番17号
債務者　辻　　勝代
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５０８号
大阪市西淀川区姫島５丁目７番12号　レガート姫島　202号室
債務者　関野　正和
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５号
大分県中津市大字上如水145番地　市営永山住宅　Ｂ107号
債務者　小原　勝也
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８０号
静岡県磐田市社山44番地
債務者　山下　鮎美
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
静岡県浜松市中区高林４丁目14番28号　高林ハイツ305
債務者　野々村　暁
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
静岡県浜松市中区高林４丁目14番28号　高林ハイツ305
債務者　野々村きよ子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
愛媛県大洲市阿蔵甲1273番地　阿蔵第２団地―22号
債務者　滝野　恵利
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第１２２号
愛知県豊橋市神野新田町字二ノ割30番地（Ｄ―201）、従前の住所愛知県豊橋市新栄町字南小向27番地（303）
債務者　尾﨑　　豪
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２８６号
岡山県赤磐市桜が丘東６丁目６番地190
債務者　藤原　信義
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８８号
岡山市東区瀬戸町万富1023番地１、旧住所北海道白老郡白老町字北吉原661番地212
債務者　瀬﨑　裕貴
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月30日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２４号
岡山市東区瀬戸町瀬戸465番地３
債務者　田中　慎也
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６４号
東京都福生市大字福生2250番地69グレースレーベン102号室
債務者　城戸　光治
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５４号
静岡市駿河区高松２丁目29番21号　ベリーハウス201号
債務者　小久保　茂
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２号
愛知県豊橋市東幸町字大山116番地１（411）
債務者　髙野　　零
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部